

都内避難者の皆様への

定期便

2017
11月号
NO.142

都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせ等の情報を送ります。

都営住宅の募集について (平成29年11月) (P1~2)

平成29年11月の都営住宅募集案内と、よくお寄せいただく質問にお答えします。

ふるさと復興の今がわかるツアー実施状況 【福島県北部コース】 (P5)

平成29年8月29日~30日に実施した。ふるさと復興の今がわかるツアー実施状況【福島県北部コース】についてお伝えします。

東京しごとセンター (P7~8)

東京都が実施する就労相談などのご案内です。

「都内避難者相談拠点」のご案内 (P10)

東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。

ふるさとからのお知らせ (P3~4)

ふるさとの今をお知らせします。今月は福島県からです。

現地の応援団より (P6)

東北で働く応援団をご紹介します。今月は、宮城県石巻市に派遣されている東京都職員からです。

司法書士による面談・電話相談のご案内 (P9)

東京司法書士会が実施する法律相談のご案内です。

次号の発送は、
12月1日を予定しています。

都営住宅の 募集について

平成29年11月

都営住宅の募集が実施されます。

▶ 募集日程 (予定)

平成29年11月1日(水)～11月10日(金)

今回の募集は、家族向・単身向（一般募集住宅）、若年夫婦・子育て世帯向（定期使用住宅）となります。

申込書は募集期間中（土曜・日曜・祝日を除く）に限り東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。

■ 平成29年度都営住宅募集予定

募 集 月	対 象 者
平成29年 11月 入居資格緩和 抽選倍率の優遇（避難者特例）	1. 家族向・単身者向（一般募集住宅） 2. 定期使用住宅（若年ファミリー向） 3. 定期使用住宅（多子世帯向） 4. 若年ファミリー向
平成30年 2月	1. 家族向（ポイント方式） 2. 単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア※

※シルバーピア：都内に3年以上居住している65歳以上の単身者や夫婦世帯を対象とし高齢者向けの設備仕様を備えた高齢者集合住宅

(注)入居までの期間については住宅によって違いがありますが、申込後、おおよそ5か月～1年後、あき家の発生状況によっては、これ以降になる場合もあります。

詳細は以下の問合せ先にご確認ください。

問合せ先

JKK東京〈東京都住宅供給公社〉都営住宅募集センター

電話

03-3498-8894

午前9時から午後6時
(土・日・祝日を除く)

URL

<http://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

都営住宅の募集について、よくお寄せいただく質問にお答えします



Q. 11月募集の「定期使用住宅」とは？

A. 定期使用住宅は、あらかじめ10年の入居期間が設定されており、10年に限り入居できる住宅です。したがって、この募集により入居される方は、10年を経過した後には住宅を返還しなければなりません。



Q. 被災者等の申請みに優遇倍率があると聞いたんだけど？

A. 家族向（一般募集住宅）のうち、優遇抽せんのある地区については、「優遇倍率5倍」が適用されます。「父子世帯」や「母子世帯」など世帯構成や年齢等の条件にあてはまる場合は「優遇倍率7倍」が適用されます。

単身向（一般募集住宅）、定期使用住宅には倍率優遇はありません。また、家族向（一般募集住宅）でも優遇抽選のない地区についても、優遇はありません。

優遇倍率については、申込み資格や条件について、申込書やパンフレットでよくご確認ください。

また、都営住宅ではありませんが、東京都住宅供給公社が取り扱う「公社住宅」については、下記へお問い合わせ下さい。

※お電話の際に、避難者である旨お伝えいただくとスムーズです。

●「公社住宅」に関する問合せ先

JKK東京〈東京都住宅供給公社〉公社住宅募集センター

電話番号 03-3409-2244 (代)

営業時間 9:30～18:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)

ふるさとからのお知らせ

今月は福島県からお知らせします。

応急仮設住宅の供与期間について

1 供与期間の延長

次の市町村（区域）から避難されている方は、平成31年3月末まで供与期間が延長となります。

- 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域（6町村）
- 南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域（3市町村）
 - ・南相馬市の帰還困難区域及び平成28年7月12日に避難指示が解除された区域（小高区など）
 - ・川俣町の平成29年3月31日に避難指示が解除された区域（山木屋地区）
 - ・川内村の平成28年6月14日に避難指示が解除された区域（下川内字貝ノ坂、荻の地区）

※福島県外借上げ住宅、雇用促進住宅及びUR住宅についても、福島県より延長を要請しています。

※建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していきます。

2 平成31年4月以降の供与について

- 川俣町、川内村のほか、南相馬市、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域以外の区域から避難されている方
平成31年3月末をもって終了となります。

※自宅建築・修繕等の工期の関係で、住宅の再建が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しています。

- 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町のほか、南相馬市、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域から避難されている方

避難指示区域の実情や、解除後の住まいの確保状況などを踏まえ、今後判断します。なお、取扱いについては改めてお知らせします。

●お問合せ先

福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ 0120-303-059

午前9時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

避難農業者経営再開支援事業を開始しました

原子力被災12市町村※外（県外含む。）の移住先や避難先において、農業経営の再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入に必要な経費を補助し、生活再建を支援します。

※原子力被災12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

【対象】 原子力災害の発生時に、原子力被災12市町村内に居住し、農業経営を行っていた方

※新規就農者は対象外です。

【補助率等】 補助対象経費の1/3以内です。また、補助の対象となる経費の上限は1,000万円です。

※帰還困難区域等の農業者が将来原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意思がある場合は、3/4以内となります。
なお、果樹の新植・改植、家畜の導入には補助金額の上限があります。

【事業実施期間】 平成29年度

●お問合せ先

補助対象経費等、詳細はWEBでご確認ください。

福島県農業振興課

検索

福島県庁農業振興課 ☎ 024-521-7344 / 福島県庁相双農林事務所 ☎ 0244-26-1248

福島県庁県北農林事務所 ☎ 024-521-2604 / 福島県庁県中農林事務所 ☎ 024-935-1307

各種制度にて避難者の皆様の住宅再建を支援します！

空き家を活用した住宅再建を応援します！

被災者、避難者等が自ら居住するため空き家を購入または賃借して改修等を行う場合に費用の一部を補助します。

【募集期間】平成29年12月28日まで（先着順、予算枠に達した時点で終了）

●お問合せ先

福島県庁建築指導課 ☎ 024-521-7529



住宅の二重ローン返済を支援します！

東日本大震災時に、半壊以上の被害を受けた住宅でローンが500万円以上残っていた方が、福島県内で住宅を購入・建設または建物の修繕のために、新たに資金を500万円以上借り入れた又は借り増した場合は、既存の住宅ローン5年分の利子相当額（最大140万円）を一部補助します。

【申し込み手続き】

新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込できます。

住宅ローンを取り扱う金融機関や手続きの詳細はWEBサイトをご覧ください。



●お問合せ先

福島県被災者向け住宅相談窓口 ☎ 024-521-7698

福島県庁建築指導課分室 ☎ 024-521-5764



福島県二重ローン

検索

原子力損害賠償 住宅確保に係る費用等の賠償について

○事故当時避難指示区域内において、ご自身が所有される持ち家に居住されていた方

賠償の対象となる費用については、「住宅の建替え・修繕費用」、「住宅・宅地の購入費用」の他にも次のような費用が対象となります。

- ・移住先の借家の家賃
- ・老人ホームの入居費用
- ・復興公営住宅の家賃
- ・倉庫納屋の新築費用など（住宅取得・建替えを伴う場合）
- ・既に負担している住宅・宅地の購入費用又は住宅の建替え及び解体費用（平成23年3月11日以降）

※上記の賠償については、次の点にご留意ください。

- ・賠償請求に当たっては、宅地、建物等の賠償に合意していることが必要です。
- ・受領済みの宅地・建物等の賠償金額を超えた金額が、賠償上限金額の範囲内で支払われます。

○事故当時避難指示区域内の借家に居住されていた方

世帯人数に応じた定額の賠償がございます。新たな住居は借家に限らず、持ち家の購入費用に充てることも可能です。

●お問合せ先

住宅確保に係る費用等の賠償の請求手続きについては、下記の東京電力ホールディングス㈱ご相談専用ダイヤルにお問合せください。

- 東京電力ホールディングス㈱福島原子力補償相談室 財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル

☎ 0120-926-596（平日午前9時～午後7時／土日・祝休日午前9時～午後5時）

- 福島県（原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口）

☎ 024-521-8216（平日午前8時30分～午後5時15分）

詳細はWEBサイトをご覧ください。

福島県 住宅確保損害

検索

ふるさと復興の今がわかるツアー

【福島県北部コース】の実施状況についてお伝えします！

平成29年8月29日(火)から30日(水)に、ふるさと復興の今がわかるツアー【福島県北部コース】を実施し、8名の方にご参加いただきました。

浪江町内、南相馬市内、富岡町内、福島県水産試験場を視察し、県や自治体職員からの説明・意見交換などを行いました。また、いわき市宮沢団地で交流会を行い、地元の方と参加者の方で親交を深めていただくなど、ふるさとの復興の様子を直接感じていただきました。

ふるさと復興の今がわかるツアー【福島県南部コース】のお申込期限は、平成29年11月6日(月)(必着)です。お申込み方法及び詳細は、別添のチラシをご覧ください。



交流会【いわき市宮沢団地】



富岡町内視察【災害公営住宅建設現場】



浪江町内視察【災害公営住宅】



浪江町内視察【大平山霊園】



福島県水産試験場相馬支場



南相馬市内視察【メガソーラー施設】

●お問合せ先

東京都総務局復興支援対策部都内避難者支援課 ☎ 03-5388-2384

現地の応援団より

東北で働く応援団をご紹介します。

今月は宮城県石巻市に派遣されている東京都の若手職員からです。

現在、石巻では復興に向けた取組が加速し、日々街並みが変化しています。特に、蛇田地区や北上地区（写真）では、毎月景色が変わるほど住宅が次々と建てられています。そのため、私たちは応援職員として石巻市に派遣され、新築された建物の固定資産税を算定するために家屋評価と呼ばれる業務を行っています。業務で調査のために市民の方を訪問する際には、私たちが応援職員と分かると感謝の言葉を頂く機会も多く、日々の業務の励みになっています。

目を見張るのは街並みや建物だけではありません。石巻市では、夏に芸術と音楽と食の大規模祭典「リボーン・アート・フェスティバル」や川開き祭りなど、活気のあるお祭りが開催されました。私たちも会場に繰り出しましたが、市民を始め、多くの観光客も訪れ、大変賑わっていました。業務中だけではなく、日常においても復興が着実に進んでいると実感しています。

これから本格的な冬を迎える石巻では、牡蠣^{カキ}の養殖が繁忙期を迎えています。震災で大きな被害を受けた養殖施設ですが、すでに復旧が完了し、全国に石巻産の牡蠣が出荷されています。都内で見かけたら是非堪能してみてください。

1年の折り返しである10月も過ぎ、私たちの石巻市での業務も残すところ後5ヶ月となりました。最後まで気を抜かず、復興に向けて頑張ります。



北上地区



日和山から見た石巻市街と旧北上川



牡蠣の養殖風景



リボーン・アート・フェスティバルの展示（市内各地に展示）

東京都（石巻市派遣）職員 飯沼 将大、前寺 知弥

東京都内で就業希望の皆様へ 私たちがその就職、お手伝いします！



全て無料で
ご利用
できます

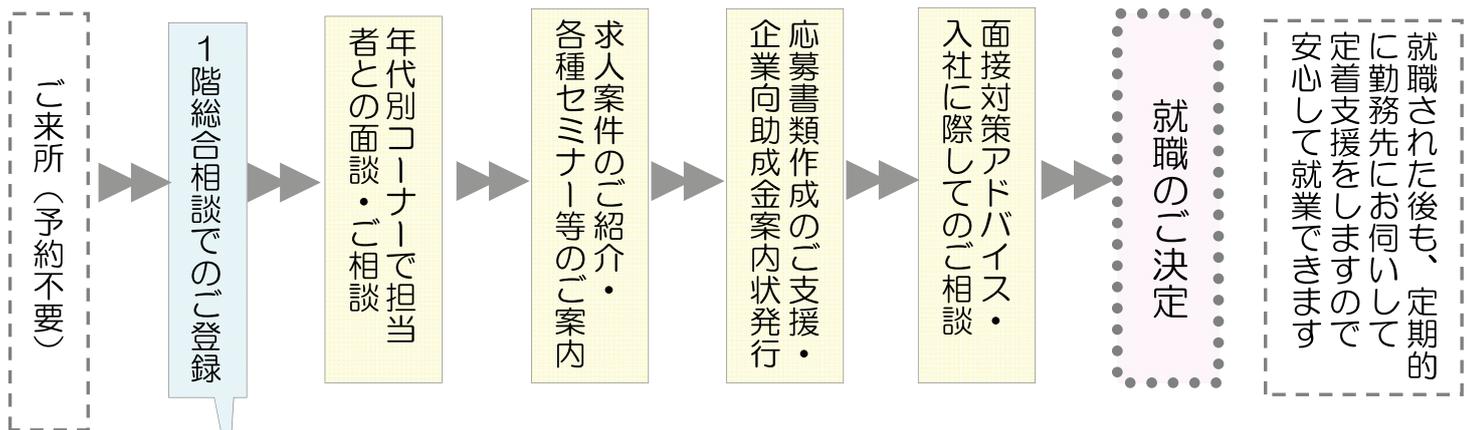
東京しごとセンターってどんなところ？



東京都が設置した、<しごとに関するワンストップサービスセンター>です。

キャリアカウンセリングや職業紹介、求職活動支援セミナーなど、様々な就職支援サービスを実施しています。緊急就職支援事業とは、東日本大震災で被災された方向けのサービスで、**採用企業への助成金制度や職場定着支援制度などでご就業をサポートします！**

初回ご登録/相談から就職決定までの流れ



予約不要です。
お気軽にお越しください！



＊ ＊東京都緊急就職支援事業採用助成金制度について＊ ＊

東京都及び（公財）東京しごと財団では、東日本大震災により被災された方で都内での就業を希望される方を対象に「東京都緊急就職支援事業」を実施しています。
事業対象の方（事前に事業にご登録する必要がございます）を正社員又は6ヶ月以上の有期雇用として採用するとともに、就職後支援（職場定着支援）を6ヶ月受入れ、継続雇用している企業等に助成金を交付します。（支給要件あり）

就職が決定された皆様からのメッセージ

様々な年代の方たちが就職され、新たな出発をされています。



福島県にて震災にあいました。
就活での費用、ハローワーク等への交通費、履歴書を送る郵便代等もかさみ、生活の為に生きる為にしているのに、時間とお金が無くなっていきました。だんだん、就活そのものも見えなくなり、出来なくなっていきました。自力では無理なこともあります。頼ることも必要とされる時があります。東京しごとセンターのジョブコーディネーターは定期的に面談をして、じっくりと人となり分析してくれます。就職希望会社への橋渡しにもなってくれました。 50代 男性

【お問合せ先】

東京都が設置した雇用と就業を支援する施設です。

東京しごとセンター 緊急就職支援事業担当

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3

TEL:03-5211-3312 月～金曜日 9:00～17:00

利用料無料

予約不要

閉館2時間前までのご来所をお勧めします



飯田橋駅から
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営大江戸線・東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
水道橋駅から
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
九段下駅から
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「3番出口」より徒歩10分



東京しごとセンター